

印西市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

印西市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）に基づき、条例第2条第1号に規定する実施機関が行う処分に係る印西市行政手続条例（平成9年条例第31号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

条例第11条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（条例第11条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る公文書に不開示情報（条例第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に当該公文書を開示する必要があると認めるとき（条例第9条）。
- 2 開示しない旨の決定（条例第11条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。なお、開示請求者に補正を求める場合においては、「補正の参考となる事項を提供するよう努めなければならない」（条例第6条第2項）ことに留意する。
 - (2) 開示請求に係る公文書を実施機関が保有していない場合（開示請求の対象が条例第2条第2号に規定する公文書に該当しない場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る公文書が平成10年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書に該当しない場合（条例第19条）
 - (4) 開示請求に係る公文書が開示請求の対象が法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書に該当する場合（条例第20条第1項）
 - (5) 開示請求に係る公文書が市立図書館その他一般に利用することができる施設において閲覧させ、視聴させ、又は貸し出すことができるとされているものである場合（条例第20条第2項）
 - (6) 開示請求に係る公文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (7) 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して

除くことができないとき。

(8) 開示請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（条例第10条）

(9) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前2項の判断に当たっては、それぞれ次に掲げる判断基準による。

(1) 公文書に該当するかどうかの判断（条例第2条第2号）は「第2 公文書該当性に関する判断基準」による。

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断（条例第7条）は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」による。

(3) 部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断（条例第8条）は「第4 部分開示に関する判断基準」による。

(4) 公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断（条例第9条）は「第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」による。

(5) 公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断（条例第10条）は「第6 公文書の存否に関する情報に関する判断基準」による。

第2 公文書該当性に関する判断基準

開示請求の対象が条例第2条第2号に規定する公文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。

2 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、実施機関において現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成される一時ファイル等は含まれない。

- 3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書、図画又は電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画又は電磁的記録であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外者に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

- 4 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配（当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを意味する。例えば、法律又は条例に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該公文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

- 5 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売すること

を目的として発行されるもの」(条例第2条第2号ア)とは、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が情報提供を行っている公表資料等については、条例第2条第2号アに該当せず、開示請求の対象となる。

- 6 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」とは、一般の行政事務処理上の必要性からではなく、歴史や文化、学術研究といった観点からその資料的価値に着目して保有されているもので、特別の管理がされているものを意味する。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る公文書に記録されている情報が不開示情報(条例第7条各号)に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 法令秘情報(条例第7条第1号)についての判断基準

- (1) 条例第7条第1号は、法令若しくは条例の定めるところにより公にすることができない情報又は国若しくは県の機関からの指示により公にすることができない情報について、開示しないとしたものである。
- (2) 「法令若しくは他の条例の定めるところ」公にすることができないとされている情報とは、公にすることができないことが法令又は条例に明文をもって規定されているか、少なくともその旨が法令又は条例の当然解釈として是認できるものをいい、「法令」には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる。

具体的には、次のようなものが該当する。

ア 明文の規定により公開が禁止されている情報

イ 特定の目的以外の使用が禁止されている情報

ウ 調停等の手続で公開が禁止されている情報

エ 個別の法令又は条例により守秘義務が課されている情報

オ その他趣旨、目的から見て明らかに公開することができないと認められる情報

- (3) 「国若しくは県の機関の指示」とは、地方自治法第245条に規定する「関与」として定められた「指示」をいい、地方公共団体の事務処理に関し、法律又はこれに基づく政令の明文規定を根拠として権限者を明記した文書により発したものであることが必要である。

2 個人に関する情報(条例第7条第2号)及び行政機関等匿名加工情報(条例第7条第2号の2)についての判断基準

- (1) 特定の個人を識別することができる情報等(条例第7条第1号本文)について

ア 「個人に関する情報」とは、個人(死亡した者を含む。)の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、

個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第7条第3号の規定により判断する。

イ 「特定の個人を識別することができる情報」とは、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別されうる可能性がある情報をいう。つまり、個人に関する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを認識させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人に関するものであることが分かってしまう情報の全体を意味する。

ウ 「その他の記述等」には、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられるほか、特定の個人を識別することができる限りにおいて映像や音声なども含まれる。

なお、氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる場合に留意する必要がある。

エ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

(2) 法令の規定により公にされている情報等（条例第7条第2号ア）について

ア 「法令等の規定により」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合は定められている規定は含まれない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報を

いう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとすると合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（条例第7条第2号イ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。

現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

- (4) 公務員等に関する情報（条例第7条第2号ウ）について

ア 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない（条例第7条第2号ウ）。

イ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、市、県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。ただし、条例第7条第2号ウの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

- (5) 食糧費の支出に関する情報（条例第7条第2号エ）について

食糧費の支出を伴う懇談会、説明会、会議、打ち合わせ、研修会、講演会、講習会等に係る情報は、食糧費に対する誤解や憶測を招かぬよう開示することとしたものである。支出の相手方の情報については、懇談会等への出席を通じて実施機関の事務事業にかかわりを持つものであるため、開示することとしたものである。

なお、この規定は、食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の所属団体名、所属名、職名等及び氏名を個人に関する情報としては不開示とされないということであって、他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

- (6) 交際費の支出に関する情報（条例第7条第2号オ）について

市政の透明度を高め、市政に関する情報を市と市民が共有することがきわめて重要であることから、病気見舞いその他相手方に特段の配慮が必要と認められるものを除き、交際費の支出の相手方の所属団体名、所属名、職名等及び氏名を開示することとしたものである。

なお、この規定は、交際費の支出の相手方の所属団体名、所属名、職名等及び氏名を個人に関する情報としては不開示とされないということであって、他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

(7) 行政機関等匿名加工情報（条例第7条第2号の2）について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号は不開示となる。

3 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第7条第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第7条第3号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、条例第7条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、条例第7条第6号等の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報を意味する。なお、法人等の構成員の情報やその事業活動と直接関係のない個人に関する情報などについては、条例第7条第2号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第7条第3号ただし書）について

法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は条例第7条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第7条第3号ア）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいう。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係

における地位をいう。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

エ 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等について十分考慮し、適切に判断する必要があることに留意する。

(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの（条例第7条第3号イ）について

法人及び事業を営む個人に関する情報であって、公にしないことを条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、公にしないとの条件が付されていることを理由にすべて不開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示とすることを明らかにしたものである。

4 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）についての判断基準

(1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

(2) 犯罪の「捜査」とは、捜査機関が公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

(3) 「公共の安全と秩序の維持」とは、人の生命、健康、生活、財産の保護、犯罪の予防又は捜査のほか、平穏な市民生活、社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。

5 審議、検討等情報（条例第7条第5号）についての判断基準

(1) 「市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、市、国及び他の地方公共団体、独立行政法人等並びに地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味する。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることによって、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

(4) 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、

投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じるおそれをいう。

- (6) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

6 事務事業に関する情報（条例第7条第6号）についての判断基準

- (1) 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第7条第6号本文）

ア 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。

なお、条例第7条第6号アからオまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものであり、条例第7条第6号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

エ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

- (2) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（条例第7条第6号ア）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）及び「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）に係る事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題

等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、条例第7条第6号アに該当する。

- (3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(条例第7条第6号イ)

ア 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

イ これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害されるおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。

- (4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(条例第7条第6号ウ)

ア 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

イ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示とする。

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(条例第7条第6号エ)

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確

保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(条例第7条第6号オ)

市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、条例第7条第3号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る公文書について、条例第8条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、個々の情報ごとに、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。
- 2 「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、開示請求に係る公文書を損傷したり、過大な時間、経費を必要としないなど、技術的、労力的、経費的に可能な範囲内で分離し、除くことができることをいう。
- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とは、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。
- 4 「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても無意味なものとなる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合が該当する。
- 5 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について(条例第7条第2項)
 - (1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこ

とにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第7条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、条例第8条の規定により開示することになる。

ただし、条例第8条の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

- (2) 特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された公文書、個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示することが不相当であると認められるものは、不開示とする。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条第2号から第6号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。
- 2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなおおりに、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

第6 公文書の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であることに留意する。

- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求が行われた場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになることになる。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の不開示

情報の類型すべてについて生じ得る。